



# 各種手当の届け出は期間内に

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当・特別障害者手当などを受けている人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届（所得状況届）」の提出が必要です。これは、手当を引き続き受ける要件の有無を確認するためです。現況届の提出がないと、支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。なお、児童扶養手当の届出先は福祉事務所（市役所本庁舎西棟1階）のみとなっています。提出の際は間違いないよう、ご注意ください。

届出が必要な受給資格者の皆さんには、書類を郵送します。また、現在手当を受けておらず、該当すると思われる人はご相談ください。

▽各種手当の届出期間など 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

手当名	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当															
届出期間	8月1日（火）～8月31日（木）	8月14日（月）～9月11日（月）																	
制度内容	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。父または母がいない家庭（父または母が重度の障害状態のときも含む）で、年度末までに18歳に達する児童（障害のある場合は20歳未満）を養育する母、または父（父母以外の養育者）に児童扶養手当を支給します。 ※所得制限があります。（申請者本人および同居の扶養義務者の所得額により、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。）	精神、知的または身体に障害のある児童を家庭で監護・養育している人に、国が特別児童扶養手当を支給し、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。	精神、知的または身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする状態の人に支給し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。	精神、知的または身体に重度の障害があるため日常生活で常時介護を必要とする状態の児童に支給し、障害児の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。															
対象者	次のいずれかに該当する児童 ▷父母が婚姻を解消（離婚）した児童 ▷父または母が一定の障害の状態にある児童 ▷父または母の生死が明らかでない児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷母が婚姻によらない（未婚）で出産した児童 ▷父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた児童	20歳未満の精神、知的または身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者  【対象外になるとき】 ▷児童が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷児童が障害を支給事由とする年金を受け取ることができる	20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人  【対象外になるとき】 ▷障害者が障害者支援施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害者が病院・診療所に継続して3カ月を越えて入院するに至ったとき	20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人  【対象外になるとき】 ▷障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害児が障害を支給事由とする年金を受け取ることができる															
支給額	月額（令和5年4月から改定） <table border="1"> <tr><th>児童数</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr> <tr><td>1人目</td><td>44,140円</td><td>44,130～10,410円</td></tr> <tr><td>2人目</td><td>10,420円加算</td><td>10,410～5,210円加算</td></tr> <tr><td colspan="3">以降児童が1人増すごとに下記の額を加算</td></tr> <tr><td>1人ごと</td><td>6,250円</td><td>6,240～3,130円</td></tr> </table> ※一部支給の場合、所得に応じて額が決定します。また、物価の変動により、支給額が変更される場合があります。	児童数	全部支給	一部支給	1人目	44,140円	44,130～10,410円	2人目	10,420円加算	10,410～5,210円加算	以降児童が1人増すごとに下記の額を加算			1人ごと	6,250円	6,240～3,130円	1級（重度）月額53,700円 2級（中度）月額35,760円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額27,980円（令和5年4月から改定） ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額15,220円（令和5年4月から改定） ※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。
児童数	全部支給	一部支給																	
1人目	44,140円	44,130～10,410円																	
2人目	10,420円加算	10,410～5,210円加算																	
以降児童が1人増すごとに下記の額を加算																			
1人ごと	6,250円	6,240～3,130円																	
支払時期	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年奇数月5・7・9・11・1・3月の6回に分けて、支給月の前月までの2カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・11月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。																
問い合わせ先	こども家庭課 子育て支援係 ☎0869-24-8006	福祉課 障害福祉係 ☎0869-24-8847																	
届出先	福祉事務所（市役所本庁舎西棟1階）のみ	福祉事務所（市役所本庁舎西棟1階）、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所																	

今年の特定健診はもう受けましたか？

# 特定健診のご案内

問 申 国保年金医療給付課 ☎0869-24-7096

40～74歳の瀬戸内市国民健康保険被保険者を対象にした「特定健康診査（ワンコイン健診）」を6月から実施しています。平日、仕事などで忙しく受診が難しい人には、休日に受けることができる健診もあります。

※受診するには、以下の持参物が必要です。

- 特定健診受診券（紛失した場合は、国保年金医療給付課にお問い合わせください）
- 国民健康保険証 ● 受診料 ● 検尿 ● 昨年度の健診結果（ある場合）



## 集団健診 受ける機会を逃した人はまだ受診できます！

6月から実施している特定健診（ワンコイン健診）の未受診者健診を実施します。電話またははがき（送付済みの受診券に同封）で予約が可能です。予約なしでも受診できますが、予約者優先で受付します。

▷日時 令和5年9月21日（木）  
受付：午前9時～午前10時30分

▷日時 令和6年2月4日（日）  
受付：午前8時30分～午前10時30分

▷場所 中央公民館（邑久）

「けんこう39健診」「後期高齢者健康診査」も受診可能です。

※けんこう39健診：20～39歳までの瀬戸内市国民健康保険被保険者が対象の健診  
※後期高齢者健康診査：瀬戸内市後期高齢者医療被保険者が対象の健診



## 個別健診 医療機関によっては土曜日に受診が可能です

市内医療機関や岡山市および備前市の医療機関（一部除く）で受診する「個別健診」は、医療機関によっては土曜日に受診することが可能です。

受診曜日や予約の有無について、必ず事前に医療機関にお問い合わせください。

※「けんこう39健診」「後期高齢者健康診査」は市内の医療機関のみで受診可能です。

## プレミアム国保総合健診 受付期間を延長中。定員になり次第受付終了！

特定健康診査と対象となるがん検診の全てを受ける人が対象です。

オプション検査（別途料金）もあり、人間ドック並みの検査内容となっています。

### 【基本の検査内容】

- 特定健診（採血、身体計測、体脂肪測定、血圧測定、検尿、内科診察）
- 心電図 ● 眼底検査 ● 腹部エコー
- 骨密度測定 ● 大腸がん検診（検便）
- 胃がん検診（エックス線検査） ● 肺がん検診

▷日時 10月15日（日）

受付：午前8～11時

▷場所 中央公民館（邑久）

▷基本料金 10,000円

▷申込方法

国保年金医療給付課に電話でお申し込みください。（平日の午前8時30分～午後5時15分）

※本年度に年齢が40～74歳になる国民健康保険被保険者の人が対象です。

